

勝山市告示第122号

中小企業支援緊急資金保証料補給金交付要綱を次のように定める。

令和6年2月27日

勝山市長 水上 実喜夫

中小企業支援緊急資金保証料補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自然災害の影響により経営に支障が生じ、経営再建に必要な事業資金の融資を受けた市内の者に対する負担の軽減を目的に、信用保証料補給金(以下「補給金」という。)を予算の範囲内で交付することについて、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号。以下「規則」という。)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「信用保証料」とは、中小企業者が融資を受ける際に福井県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の信用保証を受けて支払う保証料をいう。

(補給金の対象者)

第3条 補給金の対象者(以下「対象者」という。)は、福井県知事が承認した中小企業支援緊急資金について、金融機関による融資を受けた者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市税を完納していること。
- (2) 別表に定める有効期間に行われる融資に対する補給金を受ける予定であること。

(補給金の額)

第4条 補給金の額は、対象者が保証協会に支払った保証料相当額のうち、別表に定める補給額とし、経営者保証解除に要する上乗せ保証料については、補給金の対象外とする。

2 前項の規定により算定された補給金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付方法及び交付先)

第5条 保証協会は、前条に規定する補給金額及び国、県等からの補給金額をあらかじめ控除して対象者から徴収するものとし、市長は、前条に定める補給金を保証協会に交付するものとする。

(補給金の申請及び交付決定)

第6条 保証協会は、前条に規定する補給金の交付を申請する場合は、中小企業支援緊急資金保証料補給金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、申請書兼請求書の提出をもって規則第9条に定める実績報告があったものとみなす。

2 市長は、前項に規定する申請書兼請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、保証協会にこれを交付するものとする。

(補給金の返還)

第7条 市長は、補給の対象となった保証料について偽りその他不正の行為があった場合には、補給金の交付決定を取り消し、補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 保証協会は、保証料の変更が行われた場合には、速やかに市長に報告するとともに、保証料の減少分に相当する補給金を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補給金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月27日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

災害の名称	補給額										有効期間
令和6年能登半島地震	保証協会が適用する保証料率に対し、下表に定める補給率とし、保証協会の業務取扱要領に基づき算出した額とする。										令和6年6月28日までに申込受付がされ、令和6年8月30日までに県融資が実行されたもの
	企業の信用リスクによる区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
	保証料率	1.70	1.56	1.37	1.19	1.02	0.89	0.70	0.50	0.35	
	補給率	0.56	0.52	0.45	0.39	0.34	0.29	0.23	0.16	0.11	
		セーフティネット及び災害関連保証									
保証料率	0.70										
補給率	0.23										

(注) 中小企業信用リスク情報データベース(CRD)の評価による区分であり、直前期決算の貸借対照表がない場合などは、⑤を基準料率とする。